

事務連絡
平成30年7月23日

都道府県
各 指定都市 児童福祉施設等整備担当者 各位
中核市

厚生労働省子ども家庭局子育て支援課

児童福祉施設等におけるブロック塀等の安全点検等状況調査について（依頼）

大阪府北部を震源とする地震により女子児童が亡くなる事故が発生したことを受け、6月22日に発出した「社会福祉施設等の耐震対策及び安全点検の状況の確認について」において、ブロック塀等を含む耐震対策及び安全点検の状況を確認するとともに、その結果を踏まえ、速やかに注意喚起を行う等の必要な安全対策を実施していただくようお願いしたところです。

この度、ブロック塀等安全点検等の取組に関する進捗状況等の調査を実施しますので、別添「児童福祉施設等におけるブロック塀等の安全点検等状況調査実施要領」に基づき、貴管内における児童福祉施設等の状況について調査票を作成の上、実施要領内に示す各提出先まで提出していただくようお願いいたします。

なお、都道府県におかれては、貴管内市（指定都市、中核市除く）区町村分を取りまとめのうえ、提出いただくようお願いいたします。

児童福祉施設等におけるブロック塀等の安全点検等状況調査実施要領

1. 送付書類

- ・児童福祉施設等におけるブロック塀等の安全点検等状況調査依頼（本紙）
- ・児童福祉施設等におけるブロック塀等の安全点検等状況調査票（別紙）

2. 目的

ブロック塀等の安全点検等を通じて安全性を確認し、また、確認のできないものについては速やかに修繕等を実施することにより、未然の事故防止を図ることを目的とする。

3. 実施方法

以下の実施方法に従い点検を実施し、結果を別紙調査票記入願います。なお、同一敷地内等を複数の施設が利用している場合、ブロック塀等の位置関係や施設の利用実態に応じて、いずれかの施設に計上願います。

・外観に基づく点検

平成 20 年 3 月 10 日国土交通省告示第 282 号に定められている調査項目のうち、外観に基づき行う点検。以下の事項に問題がないか確認する。

- ① 高すぎないか。（組積造は 1.2m 以下、補強コンクリートブロック造は 2.2m 以下）＊高さは地盤面から計測する。
- ② 厚さは十分か。（組積造は壁頂までの距離の 1/10 以上、補強コンクリートブロック造は 10cm（高さ 2m 超は 15cm）以上）
- ③ 控え壁があるか。（組積造は 4m 以下ごとに壁の厚さの 1.5 倍以上突出した控え壁、補強コンクリートブロック造は 3.4m 以下ごとに塀の高さの 1/5 以上突出した控え壁を設ける）
- ④ 基礎があるか。
- ⑤ 老朽化し亀裂が生じたり、傾き、ぐらつきなど（以下「亀裂等」という。）が生じたりしていないか。

・ブロック内部の点検

（外観に基づく点検により安全性が確認できない場合に実施）

平成 20 年 3 月 10 日国土交通省告示第 282 号に定められている調査項目のうち、ブロック内部の点検。設計図書等やブロックの一部取り外し等により、以下の事項に問題がないか確認する。

- ① 鉄筋の接合方法、モルタルの充填状況は、建築基準法施行令（以下「令」という。）第 62 条の 6 に照らして適切か。
- ② 鉄筋のピッチ及び定着状況は、令第 62 条の 8 に照らして適切か。
- ③ 基礎の根入れ深さは、令第 61 条又は令第 62 条の 8 に照らして適切か。
 - ・「建築物の既設の塀の安全点検について」（平成 30 年 6 月 21 日付け国土交通省住宅局建築指導課長通知（以下、URL 添付））を参考としてつつ点検を実施する。

<http://www.mlit.go.jp/common/001239762.pdf>

4. 提出期限

平成 30 年 8 月 24 日（金）

※ 平成 30 年 7 月豪雨における被災が大きく、上記提出期限に間に合わない場合には、個別に相談のうえ、提出期限の延長をさせていただきますので、御連絡願います。

5. 提出方法と提出先

「児童福祉施設等におけるブロック塀等の安全点検等状況調査票」を作成し、以下の厚生労働省所管課までメールでご提出いただきますようお願い申し上げます。

※集計のため、様式は必ずエクセルファイルのままご提出ください。

なお調査票を提出する際には、「調査票・自治体名.xls」となっているファイル名のうち、「調査票・」を削除のうえ、「自治体名」の部分をご自治体名に修正願います。

6. 資料の提出・お問い合わせ先（自治体限り）

施設種別	担当者		
子ども家庭局 関係施設	子ども家庭局 子育て支援課 施設調整等業務室 調整係		

調査対象施設一覧

- (1) 乳児院
- (2) 母子生活支援施設
- (3) 児童養護施設
- (4) 児童相談所
- (5) 児童相談所一時保護施設
- (6) 第1種助産施設
- (7) 第2種助産施設
- (8) 保育所（保育所型認定こども園も含む）
- (9) 児童心理治療施設
- (10) 児童自立支援施設
- (11) 児童家庭支援センター
- (12) 婦人相談所
- (13) 婦人相談所一時保護施設
- (14) 婦人保護施設
- (15) 児童厚生施設（児童遊園を除く）
- (16) 母子・父子福祉センター
- (17) 母子・父子休養ホーム
- (18) 母子健康包括支援センター
- (19) 職員養成施設
- (20) 小規模保育事業所
- (21) 特例保育施設
- (22) 児童自立生活援助事業所
- (23) 小規模住居型児童養育事業所
- (24) 子育て支援のための拠点施設
- (25) 放課後児童健全育成事業実施施設（児童福祉法第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業を実施するための施設）
- (26) 事業所内保育事業所（ただし、児童福祉法第34条の15第2項に基づき認可を受けたものに限る）
- (27) 認可外保育施設（但し、児童福祉法第59条の2第1項により届け出のあった施設に限る）
- (28) 市区町村子ども家庭総合支援拠点
- (29) 地域子育て支援拠点事業所
- (30) 利用者支援事業所